第八十一条の三十三第二項中「第八十一条の六第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を、「掲げる個人」の下に「（国内に住所を有しない者に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　令第三百四十八条第四項に規定する信託受益権の譲渡の対価の同項に規定する支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十一条の三十六第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第八十一条の六第一項第三号中「第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは、「第三百五十条の三第四項（先物取引の差金等決済をする者の告知）」と読み替えるものとする。

第八十一条の三十六第九項を同条第十項とし、同条第八項中「（先物取引の差金等決済をする者の告知）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「受理した第三項」を「受理した第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項の」を「第四項の」に、「第四項」を「第五項」に、「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第二百二十四条の五第一項に規定する」及び「（以下この条において「商品先物取引業者等」という。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第二百二十四条の五第一項に規定する商品先物取引業者等（以下この条において「商品先物取引業者等」という。）が令第三百五十条の三第四項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十一条の三十八の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第八十一条の六第一項第三号中「第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは、「第三百五十条の八第四項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）」と読み替えるものとする。

第八十一条の三十八に次の一項を加える。

2　法第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する金地金等の譲渡の同条に規定する対価の同条に規定する支払者が令第三百五十条の八第四項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十三条第一項第一号ロ中「第十四条第一項（無記名公社債の利子等の帰属）」を「第三十六条第三項（収入金額）」に改める。

第九十三条第三項第一号中「又は名称、住所若しくは居所又は」を「及び住所若しくは居所又は名称」に改め、「個人番号又は」を削る。

第九十七条の三の二第一項中「である居住者」を「（役員又は使用人であつた者を含む。）で同条各号に掲げる者のいずれかに該当するもの」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　その経済的利益の供与等を受けた者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第二百二十八条の三の二第一号に掲げる居住者　その者の氏名、住所又は居所及び個人番号

ロ　法第二百二十八条の三の二第二号に掲げる非居住者　次に掲げる事項

(1)　その者の氏名、法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出の時の直前における国内の住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び当該国外転出の時の直前における国内の住所又は居所）

(2)　その者が当該内国法人又は外国法人と締結した委任契約、雇用契約その他これらに類する契約に係る期間

第九十七条の四第二項中「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削り、同条第五項第一号中「又は名称、住所若しくは居所又は」を「及び住所若しくは居所又は名称」に改め、「（個人番号又は」及び「（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地。次項第一号において同じ。）」を削り、同条第六項第一号中「又は名称、住所若しくは居所又は」を「及び住所若しくは居所又は名称」に改め、「個人番号又は」を削る。

別表第一(一)の表中

郵便番号	―　　個人番号
フリガナ	
住　所	

を

郵便番号	―
フリガナ	
住　所	

に改め、同表の備考2(1)中「、「氏名」及び「個人番号」」を「及び「氏名」」に、「、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号」を「及び氏名」に改め、同表の備考2(6)中「第41条の2第3項本文」を「第41条の2第5項本文」に改める。

別表第一(二)の表中

郵便番号	―　　個人番号
フリガナ	
住　所	

を

郵便番号	―
フリガナ	
住　所	

に改め、同表の備考2(1)中「、「氏名」及び「個人番号」」を「及び「氏名」」に、「、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号」を「及び氏名」に改め、同表の備考2(8)中「第41条の2第3項本文」を「第41条の2第5項本文」に改める。